

至急事務連絡
令和2年3月25日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会 から通知がありました。「顔認証付きカードリーダーの機種未定」でも、3月末まで補助申請可能とのことです。取り急ぎ資料を配信させていただきます。
恐縮ですが、貴地区薬剤師会会員への早々のご周知をお願いいたします。

至急



日薬業発第 533 号
令和 3 年 3 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダー申込みに関する
会員への周知について（協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

オンライン資格確認の導入につきましては、令和3年3月3日付け日薬業発第512号ほかにてお知らせしたところです。

令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーの申込みを行った医療機関・薬局を対象に、医療情報化支援基金において、特例的に医療機関・薬局に対する追加補助を行っており、「機種未定」でも申込みを受け付けるとのことです（令和3年6月末までに機種を選んでいただくこととなります）。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡
令和3年3月24日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダー申込みに関する
会員への周知について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

患者の直近の医療保険資格をオンラインで確認することを可能とする「オンライン資格確認」の運用開始に向けては、新型コロナウイルス感染症による医療機関・薬局の経営状況への影響が及ぶ中、多くの医療機関・薬局で「オンライン資格確認」を導入していただくため、医療情報化支援基金において、特例的に医療機関・薬局に対する追加補助を行うこととしています。この追加補助の対象となる期限は、令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーの申込みを行った医療機関・薬局が対象となりますが、今般、「機種未定」での申込みを受け付けることとしました。

つきましては、顔認証付きカードリーダーの申込みについて、下記にご配意の上、貴会会員の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

オンライン資格確認の導入を予定しているが、顔認証付きカードリーダーの機種を決めかねている医療機関・薬局の皆様方向けに、令和3年3月31日までの間、カードリーダーの機種を未定として、医療機関等向けポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) で申込みを受け付けることとしました。

機種を決めていない場合でも、令和3年3月31日までに「機種未定」としてカードリーダーを申込みいただければ、追加的な財政補助の対象となります。ただし、「機種未定」として申込みいただいた後、最終的には、令和3年6月末までに機種を選んでいただきます。（仮に令和3年6月末までに機種選定をされない場合には、申込みのキャンセルとして扱わせていただきます。）

また、すでに機種を決めて申込みをいただいている医療機関・薬局においても、その申込みが令和3年3月1日以降であれば、この「機種未定」に変更することも可能な場合があります。希望される場合は、ポータルサイトでの変更手続きをお願いします。

本件申込みの対象は、ポータルサイト経由での令和3年3月1日以降の申込みに限らせていただきます。

なお、一括申請（※）を希望される医療機関・薬局の方については、一括申請を行う旨の申し出が令和3年3月31日までに提出された場合に追加的な財政補助の対象としますので、ご留意下さい。

※ 一括申請とは、医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織が、同組織に属する複数の保険医療機関等のオンライン資格確認の利用に関する申請を一括して行うことです。

あわせて、どの種類の顔認証付きカードリーダーを選択しても問題ない旨のFAQを、医療機関等向けポータルサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

このように、オンライン資格確認を導入される医療機関・薬局は、事前に、既存のシステムを導入したシステム事業者（ベンダー）と十分にご相談いただく必要がありますが、その際、不当に高額な見積もりが提示される事例があると聞いております。こうした場合、当該見積もりを貴会経由で厚生労働省にいただければ、厚生労働省としてシステム事業者と打合せをし、価格の妥当性についてお話しを伺っているところです。

なお、個別医療機関・薬局からの相談の対応も行っておりますので、貴会会員から対応依頼がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。
何卒、よろしく願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp